

令和7年度 事業報告書
(第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務)

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月31日

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
一般社団法人 電気通信事業者協会
第二種基礎的電気通信役務支援業務室

第二号基礎的電気通信役務に係る支援機関業務の実施

電気通信事業法（以下「法」という。）第106条に基づく基礎的電気通信役務支援機関として、法第116条の規定により読み替えて適用する法第79条第1項の規定により令和7年1月29日に総務大臣の認可を受け改正した基礎的電気通信役務支援業務規程に基づき、令和7年4月1日から第二号基礎的電気通信役務に係る支援業務（以下「第二種支援業務」という。）を開始した。

令和7年度においては、第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収等第二種支援業務の円滑かつ的確な推進とともに制度の定着を図るため、以下の体制及び実施方法により第二種支援業務を実施した。

1 第二種支援業務の実施体制の確保

(1) 職員

第二種支援業務に関する事務を執り行うため第二種基礎的電気通信役務支援業務室（以下「第二種支援業務室」という。）に職員として、室長はじめ3名を配置した。

なお、事業規模の縮小により、令和7年10月に予定していた職員1名の追加は見送っており、また、同様に非常勤の配置も見送った。

(2) 設備

第二種支援業務の用に供するための専用事務スペースを確保したほか、事務処理用のパソコンやセキュリティを確保するための鍵付き書庫など、専用の器具及び備品を適宜配備した。また、支援業務諮問委員会等に使用する会議室（共用）を確保した。

2 第二種支援業務の実施方法

(1) 支援業務諮問委員会の運営

法第113条第2項の規定に基づき、以下のとおり支援業務諮問委員会を開催し、当機関の代表者の諮問事項について審議し、適当である旨の答申をいただいた。

① 第60回支援業務諮問委員会（令和7年10月16日開催）

諮問事項：回線単価の算定、令和8年度第二種交付金及び第二種負担金の額等の総務大臣への認可申請等について

② 第61回支援業務諮問委員会（令和8年2月27日開催）

諮問事項：令和8年度事業計画及び収支予算案について

(2) 第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収に係る業務的的確な実施

第二種交付金の交付及び第二種負担金の徴収等の第二種支援業務については、新たに制定された第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「第二号算定等規則」という。）に基づき算定し、令和8年度の交付金の額は1.5億円、回線単価は2円となった。

なお、額の確定時等における複数によるチェックの実施、データの適正管理のための「負担金・交付金管理事務システム」の調達、帳票化、関係機関等への確認を実施し、疑義等が生じないよう的確な実施に努めた。

(3) 第二種交付金の額及び第二種負担金の額等に係る認可申請等の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり回線単価を算定するとともに、第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請等を行い、申請のとおり認可等を受けた。

これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知を行った。

① 第二種交付金の額及び第二種負担金の額等に係る認可申請

令和8年度における第二種交付金の額及び交付方法並びに第二種負担金の額及び徴収方法について、法第110条の4第1項及び法第110条の5第2項において準用する法第110条第2項の規定に基づき、令和7年10月20日付けで総務大臣に認可申請を行い、同年12月9日に認可を受けた。なお、第二種交付金及び第二種負担金の額の算定に当たっては、基礎的電気通信役務支援業務規程第20条の規定に基づき、令和7年10月9日及び10日に会計監査人（公認会計士）による確認監査を受け、「適正なものである」との確認書を受理した。

② 第二号算定等規則第3条の規定に基づく許可

令和8年度に徴収する第二種負担金の徴収回数及び算定対象回線数を第二号算定等規則の規定によらないものとするについて、令和7年10月20日付けで総務大臣に許可申請を行い、同年10月24日に許可を受けた。

また、公認会計士による外部監査として、令和7年11月に令和7年度中間決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

(4) 効果的な周知・広報活動の実施

第二号基礎的電気通信役務に係る制度は、新たな制度であり、当該制度や手続等について、国民や関係事業者の理解が進むよう、次のような取組みを実施した。

① 報道発表

令和7年10月21日に令和8年度の第二種交付金及び第二種負担金等

の認可申請等について、また、令和7年12月10日には当該第二種交付金及び第二種負担金の額等の認可について報道発表を行い、情報公開に努めた。

② 新聞広告による周知

令和8年度から開始されるブロードバンドユニバーサルサービス制度の概要等について令和8年3月に全国5紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、同制度に関する周知を行った。

③ WEB広告による周知

令和8年度から開始されるブロードバンドユニバーサルサービス制度の概要等について令和8年3月15日から3月31日の間、「SmartNews」及び「Yahoo! JAPAN」にバナー広告を掲載し、同制度に関する周知を行った。

④ ホームページ等を活用した周知

第二種支援業務に係る情報は可能な限りホームページ等に掲載し、周知に努めた。ホームページのアクセス数は、月平均約36,422回であった。

⑤ パンフレット等による周知

令和8年度から開始されるブロードバンドユニバーサルサービス制度の概要に係るパンフレットについて、20万枚を作成し、全国の地方自治体、消費者センター及び総務省（総合通信局等を含む）に配布し、同制度に関する周知を行った。

⑥ 負担事業者による周知広報活動への支援等

ブロードバンドユニバーサルサービスに関する利用者向けの共通のQ&Aや事業者が負担分を利用者に転嫁する場合の利用者に対する負担額の具体的・標準的な明示方法についてのガイドラインの作成・配布等を行ったほか、ブロードバンドユニバーサルサービス支援業務の導入にあたっての事務の進め方等に関する負担事業者の意見・質問に対する回答を作成・取りまとめ、事業者へ配布するとともに、負担事業者向けにメール等による問い合わせ対応を実施するなど、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(5) 円滑な問い合わせ対応の実施

第二種負担金の徴収や第二種交付金の交付の開始に向けて、電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に迅速・的確な対応を行うためのコールセンターを開設し、令和7年度第3四半期から問い合わせ対応を実施すること等により、問い合わせに対する迅速・的確な対応に努めた。

なお、問い合わせ件数は、令和7年10月1日からの6か月間で72件であ

り、問い合わせ対応において、特段の混乱は生じなかった。

3 その他の事項

(1) 独立性の確保

情報の管理を徹底し公正性を担保するため、第二種支援業務室に第二種支援業務の専任の職員を配置することで組織的独立性を確保した。また、第二種支援業務のための専用システムを用いる等によりシステム上の独立性を確保したことで、情報の目的外利用や情報漏洩は生じなかった。さらに、明確な区分経理により会計を整理することで、他の業務との会計上の独立性を確保した。

(2) 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

第二種支援業務を円滑かつ効率的に実施する視点から、その業務の執行体制の効率化を図るとともに、関係規程類の整備や関係機関等との連携に努めた。

(3) 情報公開の実施

支援機関の財務状況、第二号基礎的電気通信役務に係る回線単価や第二種交付金及び第二種負担金に係る情報、その他の第二種支援業務に関する情報について、ホームページ等を活用して公開することにより透明性の確保に努めた。